

# 栃木県GAP規範（追補版）

— 食品安全、環境保全、労働安全のための  
適切な農業実践 —

より良い農業の実践のために

- 栃木県GAP規範は、農業者がGAPの実践のために必要とされる具体的な取組項目と、その根拠となる関連法令や通達を取りまとめ、都道府県初の規範として平成23年3月に策定しました。  
さらに、法令や国が定める「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」の改正等に対応するため、平成27年3月に「栃木県GAP規範（改訂版）」を策定しました。
- 今回、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に完全準拠するため、「栃木県GAP規範（追補版）」を策定しました。
- 「栃木県GAP規範（改訂版）」と併せて、この追補版を活用して、「GAP＝良い農業の実践」に取り組みましょう。

平成29年3月

栃木県

# 本書の見方

GAPの取組を目的ごとに大別したインデックス

1 食品安全のために

2 環境保全のために

3 労働安全のために

4 農業生産工程管理の全般に係る取組

5 放射性物質対策

## 農薬の使用

### 取組項目の区分

農業者が実践すべき取組項目 (GAPの実践事項)

2 農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用 (法令上の義務)

※特に重要な「法令上の義務」に関する取組項目は赤字で表示

「なぜ、この取組が求められるのか」取組む理由を説明

農薬は、登録に当たって毒性評価を行い、  
.....表示内容を守って適正に使用しなければなりません。

### 【適切な実践】

「では、どうすればよいのか」適切な実践に向けた具体的な方法等を解説

1 農薬のラベルには、その農薬を効果的で安全に使用するための事項 (農薬の使用基準や、使用上の注意事項) が表示されています。  
.....

関連写真

イラスト

### ポイント

主に、取組項目の根拠となっている法律や通達等について、ポイントを提示

○農薬の容器又は包装のラベルに記載されている表示内容

- 1 農薬を使用できる農作物
- 2 .....

関連法令等

- 農薬取締法 (昭和23年法律第82号)
- .....

取組項目の根拠となっている法律や通達等

## 追補1 土壌の侵食を軽減する対策の実施

土壌は、降雨や強風によって侵食を受けるため、放置すれば作物を健全に生育させるための作土層が失われ、河川等の水質や周辺住民等にも影響を与えます。

侵食を受けやすい場所では、必要に応じて適正な対策をとりましょう。

### 【適正な実践】

- 1 傾斜がある農地では、降雨による土壌の侵食が発生する可能性が高いため、以下の対策を実施することが重要です。
  - (1) 等高線に沿った畝立て、侵食により生じた溝は速やかに修復するとともに、土壌の透水性の改善を図りましょう。
  - (2) 地表面の流水速度を下げるため、等高線に沿って帯状の水平面を設ける等斜面分割を実施しましょう。
  - (3) 植物等による地表面の被覆や、土壌のほ場外への流出を防ぐためのグリーンベルトを設けましょう。
- 2 北西の季節風等による土壌侵食を防ぐため、以下のことを実施することが重要です。
  - (1) 土ぼこり対策として、強風時は耕うんを極力避けましょう。
  - (2) 防風垣を設置するとともに、風が強い場所では防風ネットを設けましょう。

#### 関連法令等

○地力増進基本指針(平成20年10月16日農林水産省公表)

○環境と調和のとれた農業生産活動規範

(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)

## 追補2 鳥獣による農業被害防止対策の実施

イノシシやシカなどの鳥獣による農業等への被害が深刻な状況にあることから、集落ぐるみで、農地等へ鳥獣を引き寄せない対策をとりましょう。

### 【適切な実践】

#### 1 近づけないための取組

- (1) 山際の藪の刈り払いや耕作放棄地の草刈りなどを行い、見通しを良くすることで、鳥獣が集落や農地に近づきにくい環境にしましょう。
- (2) 不要な果実や収穫残さなどは放置せず、適正に処分しましょう。

#### 2 侵入させないための取組

- (1) 地域や集落が一体となって侵入防止柵の設置及び定期的な点検・管理を行いましょ。
- (2) 電気柵を設置に当たっては、電気事業法等の規定による安全の確保を図りましょ。

#### 3 鳥獣被害対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「鳥獣被害対策コーナー」

(<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>)

#### 関連法令等

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成20年農林水産省告示第254号）

# 施設の適正な管理・運営ルール

## 追補3 施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレーターとの責任の明確化

大規模な乾燥調製施設では、施設の管理体制の整備や管理者とオペレーターとの責任分担を明確にしましょう。

管理者の不在時でも、オペレーターが迅速に判断し対応できるよう、マニュアルを用意しておきましょう。

### 【適切な実践】

- 1 施設の管理者を定め、施設の管理・運営の重要な判断などは、施設の管理者が責任を持って判断しましょう。
- 2 荷受・乾燥・調製等の作業工程のルールを定め、作業者全員が理解できるよう、作業マニュアルを見やすい場所に掲示しましょう。
- 3 施設の管理者が不在の時に、施設で異常が起こった時でも、オペレーターが迅速に対応できるよう対処方法等のマニュアルを用意しておきましょう。
- 4 施設の操作や異常事態への対応等に備え、施設の管理者は、研修の実施等によるオペレーターの資質向上に努めましょう。
- 5 大規模な乾燥調製施設等の設置・運営に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。  
・農林水産省ホームページ「強い農業づくり支援」  
([http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi\\_nougyou/t\\_tuti\\_other/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti_other/index.html))

関連法令等

○大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について  
(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知)

# 適切な労務管理の実施

## 追補4 従業員が安心して働ける適切な労務管理の実施 (法律上の義務を含む)

雇用による労働力の確保は、農業経営の維持・規模拡大の重要な要素です。

そのため、従業員が安心して長く働ける職場環境を整えることに心がけましょう。

### 【適切な実践】

- 1 国籍、信条、社会的身分、性別を理由とする労働条件の差別的な取り扱いや、強制的な労働を強いる行いはしないようにしましょう。
- 2 従業員・技能実習生と経営者との話し合いの場を作りましょう。
- 3 労働基準法では、次の項目について最低限満たすように定められていますので、雇用の際は十分に留意しましょう。
  - (1) 労働条件を明示し、労働契約を締結する。
  - (2) 労働時間・休息时间・休日、有給休暇の付与等の労働条件を定める。  
※労働関係諸法令に様々な例外がある農業分野においても、他産業と同じく適切な労働時間管理が必要です。
  - (3) 賃金の決定、計算と支払の方法、締切と支払時期、深夜割増料金を定める。
  - (4) 退職に関すること(解雇の事由を含む)を定める。

#### 関連法令等

○農作業安全のための指針について

(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)

○労働基準法(昭和22年法律49号)

## 追補5 農業者自らが開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用

農業の現場における技術・ノウハウを「知的財産」と認識することが重要で、それら貴重な知的財産を保護・活用する取組を進めましょう。

### 【適切な実践】

1 農業現場における新しい技術・ノウハウを知的財産として保護・活用するための手段は、以下のような方法があります。

- ・ 特許権又は実用新案権を取得して権利化を行う。
- ・ 利用範囲を開発者個人又は限られた地域・グループとして秘匿化し、技術・ノウハウの内容を知られないように管理する。
- ・ 学会での発表、一般刊行物への掲載など内容を公開することによって公知化を図る。

上記のいずれかの方法を選択するかは、開発者自身の戦略に合わせて考えることが必要です。

2 農業現場における新しい技術・ノウハウを知的財産として活用するためには、その技術等を「文書化」し、技術等の有効性や経済的価値を他の人に認知させることが重要です。

3 農業現場における新しい技術・ノウハウ（知的財産）の取扱いに関しては、以下のホームページに詳細な情報が記載されています。

- ・ 農林水産省ホームページ「知的財産関係テキスト、指針」  
([http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_data/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_data/index.html))

関連法令等

○農業の現場における知的財産取扱指針

（平成19年8月15日付け農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成）

## 追補6 GAPを効果的に実践していくPDCAサイクルの実施

GAPを効果的に実践していく手法として、生産現場においてのリスクについて、計画・実践・点検・見直し改善し、次作に活かしていく取組をしましょう。

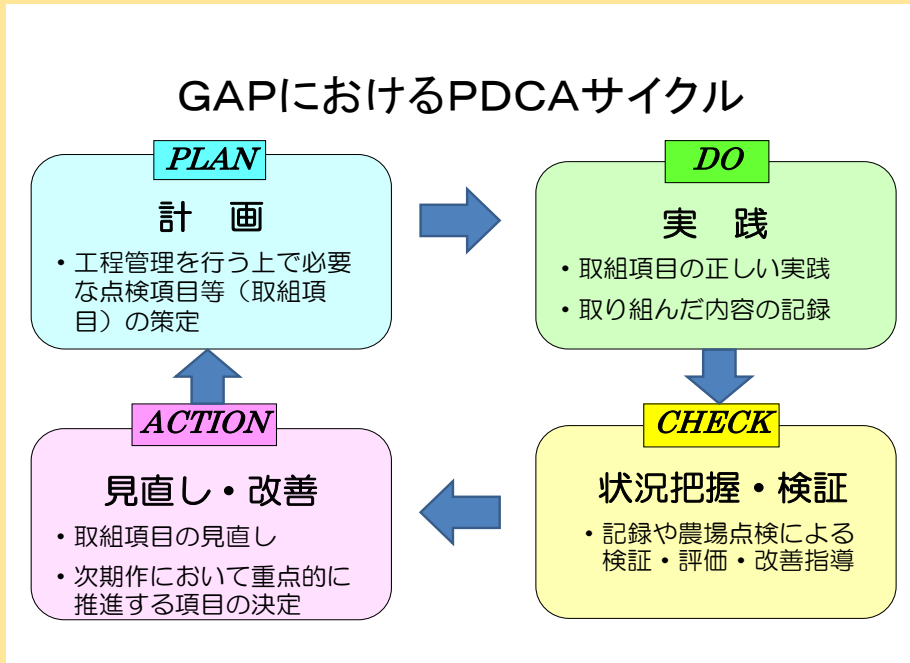
### 【適切な実践】

- 1 PDCAサイクルによるGAPの実践としては、以下の取組があります。
  - (1) 計画(PLAN): 栽培計画など農場を利用する計画を策定し、改善に必要な点検項目を設定します。
  - (2) 実践(DO): 点検項目等を確認しながら農作業を行い、取組内容を記録・保存します。
  - (3) 点検(CHECK): 点検項目等と記録の内容を点検し、自己点検による評価を行います。
  - (4) 見直し改善(ACTION): 自己点検の結果、改善が必要な部分を把握・見直し、次の農作業の改善に役立てていきます。
- 2 上記の自己によるPDCAサイクルの実践に加え、生産組織の役員・事務局等による農場点検(内部点検)及び第三者点検(取引先等による点検)、第三者認証(認証機関等による認証)を活用することが有効です。

自己点検では気づかない課題が、他の人からの目で見つかる可能性があります。



○ GAPにおけるPDCAサイクル



○ 農場点検の着実な実施促進

生産組織等における農場点検を着実に実施していくため、下記のステップによる取組促進が有効です。

【ステップ1】:農場点検導入の合意形成

研修会や講習会等において農場点検導入の合意形成

【ステップ2】:農場点検現地検討会

栽培講習会等を活用し、農場点検の演習実践

【ステップ3】:農場点検の実践

生産組織の役員・事務局等による農場点検（内部点検）の実践

【ステップ4】:第三者点検、第三者認証

取引先による農場監査等の第三者点検、及びGLOBALG.A.P.等の認証機関による第三者認証等、客観的な点検・認証等

# 記録の保存期間

## 追補7 農作物の出荷やそれ以外の記録に関する保存期間の明記

農産物の出荷に関する記録は、一定期間（1～3年）保存しましょう。

また、農産物の出荷に関する記録以外（栽培記録など）の記録は、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存しましょう。

### 【適切な実践】

- 1 農産物の出荷に関する記録を作成・保存する場合、記録の保存期間は1～3年を参考に、設定しましょう。
  - 2 農産物の出荷に関する記録以外の記録も、取引先等からの情報提供に応じるため、一定期間の記録を保存しましょう。
  - 3 出荷に関する記録やそれ以外に関する記録を一定期間保存することで、万一の事故発生に備えることが重要となります。
- ※ 米や米加工品は、米トレーサビリティ法、農薬等の資材の購入伝票等は、税務申告等、その他関連法令等で保存期間が義務付けられていますので、注意が必要です。

## ポイント

### ○食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品事業者の記録の作成及び保存に係る指針

#### 第3 作成・保存に係る基本的事項

##### 3 記録の保存期間

記録の保存期間は、当該業者が取扱う食品等の流通実態（消費期限又は賞味期限）に応じて合理的な期間を設定することを基本とする。なお、多種多様な食品を仕入、出荷、販売等する事業者であって流通実態に応じた保存期間の設定が困難な場合については、その区分毎に次の期間を参考として設定する。

- ・生産段階：販売後1～3年間

#### 関連法令等

○食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品事業者の記録の作成及び保存に係る指針

（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）